

総務常任委員長報告

委員長 湯浅正司

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第44号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」

波野支所所管分

支所長より、「今回の補正は、波野支所庁舎建設に伴う設計業務等の予算計上によるものです。庁舎は、竣工から53年が経過しており、以前から老朽化が目立っておりましたが、昨年の熊本地震を受け、被災状況を確認しましたところ、構造耐力上、主要となる柱や二階の床等にクラックが入っているような状況でした。これにつきましては、宮崎県から派遣された一級建築士の方に、応急危険度判定を実施していただき、

『要注意』との判定結果が報告されております。

今回、『波野支所整備費』の中の『庁舎設計業務委託料』として

822万5千円、また、『地質調査業務委託料』

として349万2千円、合計1,171万7千円を計上しております。

財源の内訳につきましては1,110万円が合併特例債、61万7千円が一般財源となります。

次年度からの工事を計画、その財源も合併特例債を予定しております。」との説明がありました。

委員より、「庁舎設計業務と地質調査業務の委託について、いつからどのような工程で実施されるのか。」との質疑があり、支所長

より、「今回、議決いただきましたならば、すぐにでも入札等の準備を進めたいと考えております。また、庁舎設計と地質調査については、並行して実施する予定であり、11月末頃までには設計を終わらせ、来年度の予算編成に間に合うような形に進めたいと考えております。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「庁舎の場所について、現在のところでも特に問題はないと考えるが、移転する理由を具体的に。」との質疑があり、支所長より、「今回、庁舎建設を計画しております波

野保健センター敷地内には、診療所、デイサービスが併設されており、また、向かい側には郵便局、隣には公民館、体育館、JA波野支所と、主要な公共的機関も集中している場所です。現庁舎におきましては、そこから200〜300メートル離れておりますので、そちらを利用するとなると、どうしても車で移動になってしまいます。今後、ますます高齢化が進むことを考えますと、一度、そこに車を駐車すれば徒歩で近隣施設を利用でき、



波野支所庁舎建設予定地

利便性も高くなることから、このような計画に至りました。建設していく上では、庁舎と保健センターの間に屋根付きの通路を造るなど、市民の方がより利用しやすい構造となるよう進めていきます。」との答弁がありました。また別の委員より、「庁舎移転後の跡地はどのように考えているか。」との質疑があり、支所長より、「現庁舎におきましては、非常に老朽化が進んでおり、その周辺にありま

す元診療所や、元医師住宅等も同様な状況となっており、今後の利活用というのは難しい状況です。そのままにしておきますと防犯や景観上、あまり好ましくないこともあり、すべて解体する予定です。」との答弁がありました。

総務課所管分

総務課長から補足説

明があり、委員より「人件費について、費目によつては大きく減額されているが、その要因は。」との質疑があり、課長より、「主に4月の人事異動による職員の配置替えに伴うものです。退職や新規採用に伴い12月の当初予算編成時には、仮の人事配置で予算計上を行っており、4月の人事異動を受けて人員が確定したこと、今回調整をおこなっております。また、共済費のなかで、退職手当の負担金率が改正されたことも、減額となった要因のひとつです。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

文教厚生常任委員長報告

委員長 古澤 國義

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第43号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

答弁がありました。以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号「平成29年度阿蘇市一般会計予算について」

福祉課所管分

福祉課長から補足説明があり、委員より「制度が緩和されたのか。」との質疑に対し、福祉課長から「支給認定では、1号、2号、3号認定とあり、認定ことも園や保育園の利用資格を『支給認定証』として発行しますが、その認定証の利用頻度は少なく、その割には発行や変更手続きなどが非常に煩雑化しているため、国が改正するものであります。」との

委員より「障害者計画等策定委員が今回立ち上げられるが、何名の委員で構成し、一般からの委員選出もあるのか。」との質疑に対し、福祉課長から「今回、約15名で予算計上をしており、文教厚生常任委員長が委員長となり、民生・児童委員

協議会連合会、身体障害者福祉協会、障害者施設相談支援事業所の専門員や障害者の家族会、身体障害者、知的障害者の相談員等の方々に構成を考えています。」との答弁がありました。

市民課所管分

委員より「廃棄物減量等推進協議会では、どういった点をどのような減量に向けて協議するのか。」との質疑に対し、市民課長から「阿蘇市廃棄物減量等推進協議会要綱に基づき事務を進め、主な内容としては、ごみの分別収集の実施方法に関するごみの減量化及び再生利用の推進



ゴミステーション (浜川区)

長のご意見を頂くとともに、より適正なごみの収集に取り組んでいきたいと思っております。」との答弁がありました。

教育課所管分

委員より「業務改善加速事業分については、先生たちの負担を軽減するものであると思われるが、どのような負担軽減をやるようにしているのか。」また、「事業は単年であるのか。」との質疑に対し、

方策に関するご意見、散在性ごみ対策及び不法投棄の防止に関するご意見、その他住民啓発に関するご意見、必要な事項などです。これまでの経過、経緯としては、レジ袋の削減等では、協議を重ねて取り組んできております。」との答弁がありました。

また、別の委員から「分別や削減などは、住民の方々に啓発を行うい、わかってもらうことが一番であると思う。」との意見に対し、課長から「委員の大多数が区長です。合併時点で旧町村毎の回収方法などに違いがあり、それぞれの行政区でのごみステーションの困りごとと相談などに対応し、解決方法等のご意見をいただきながら、適正な分別収集、ごみの減量に取り組んでいきます。また、まだ啓発不足のところもあり、今回、広報でも周知をしたところですので。今後、各区

教育長から「小中学校で少し違いはありますが、先生方の現状は、部活動等の終了後に教材研究を行い、個人情報を持ち出せないの学校での事務を行うため、遅くまで留まることとが日常化している面もあります。まず、先生方の意識改革を進めるために毎月第1月曜日は、定時退庁推進とし、勤務終了後は、

全員帰るようにしました。この業務改善加速化事業は文科省が全国20地域を選定する中、申請した阿蘇市が認定されました。

1つはICTのシステム等を利用したパソコンでの成績処理、通知表、年末に行う指導要領などの一元化。

2つ目は電子黒板等を習熟させ、全教諭で教材研究を早くできるようにする。事務の簡素化では、学級費を一元化した取り組み、スクールソーシャルワーカーによる不登校生徒への対応のお手伝いなど、負担軽減の指導を教育委員会が行う事業です。何もないときは早く帰る取り組みをまず阿蘇市から発信していきたいと思います。

また、事業は3年間の計画であり、1年目には実績が出ないので、1年目で実績

を上げる必要があるため頑張っていきたいと思えます。」との答弁がありました。

また、別の委員より「阿蘇市は全国に先駆けて、先生たちの勤務状態を改善しているぞ。となるようにやっていただきたい。」との意見がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号「平成29年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

委員より「説明の中で、患者の利便性の向上と職員の労働環境整備のために必要な工事を行う、及び患者サービスを目的とした機器整備や老朽化に伴う医療機器の購入とあったが、具体的に決めているのか。」との質疑に対し、**医療センター事**

務局長から「工事費に

ついては、検査室では色々な検査機器の設置により、想定以上の発熱があり、室温がかなり高くなります。職員の労働環境、衛生上も良くないため、空調工事を予定し、また、少額のものでは、サインの増設や掲示ボードにより院内の周知を図り、患者様に見やすく、わかりやすくするため

の改修を予定しております。医療機器購入については、老朽化に伴う電動ベッドの更新、薬剤師及び看護師の安全確保のために、院内用の注射カートの導入を予定しております。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「収益が伸びるに当たり、平成28年度に比べて、平成29年度の診療科目は増えているのか。」との質疑に対し、

事務局長から「標榜している科目は従来どお

り、常勤医師には増減はなく、非常勤医師に来ていたとき、主なもので小児科と神経内科などの特殊外来を始めています。また、患者様の声が出ている耳鼻咽喉科など、先生の調整と機材の用意ができれば、今年度中に開設ができるのではと思っております。口腔外科については、本年4月から相談窓口を開

設しております。予算もかかりますが、準備が整えば開設に向けて予定をしているところで

す。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第1号「熊本地震被害者の住宅再建に関する請願」

福祉課長から「被災者生活再建支援制度



くまもと型復興住宅
(出典 熊本県)



は、災害により住宅が全壊するなど生活基盤に著しく被害を受けた世帯に対して、支援金を支給されるものがあります。」などの説明がありました。**委員**より「お年寄りの世帯では家の修理費用がなかなか回せないのが現状である。また、支援措置が無い一部損壊世帯に対する制度についても見直していく必要があると思う。」との意見がありました。

審議を経て、挙手による採決を行った結果、本請願は「採択」すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託された案件についての報告です。